

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

令和6年5月24日（金）

開会 9時30分

閉会 9時55分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、安田悦子委員

欠席委員 富樫健二委員

### 4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教職員課 課長 中出真人、班長 奥山剣司、班長 山本エリ、

係長 佐宗満、主査 鈴木良典、主査 原健

社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、課長補佐兼班長 野村太郎

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

### 5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 2	職員の海外旅行時の届け出義務をなくすことを求める請願について	不採択

### 6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 8 号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について	原案可決
議案第 9 号	三重県社会教育委員の委嘱について	原案可決
議案第 10 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

## 7 報告題件名

報告 1 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験の  
申込状況について

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 4 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（5 月 1 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

安田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 8 号及び第 9 号は人事に関する案件のため、議案第 10 号は県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 8 号から議案第 10 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 請願 2 職員の海外旅行時の届け出義務をなくすことを求める請願について（公開）

（中出教職員課長説明）

請願 2 職員の海外旅行時の届け出義務をなくすことを求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長

おめくりいただきまして 2 ページをご覧ください。請願の理由です。「公立学校職員海外旅行取扱要綱」の第 2 条では、「職員は、海外旅行をしようとするときは、海外旅行に必要な手続きを行うまでに、旅行の目的、期間、日程、内容等を校長に申し出て、その指示を受けなければならない。」と定められており、職員は海外旅行をするのに先立って、所定の様式を提出することが義務付けられています。このような届け出をさせることは時代にそぐわなくなっています。通信技術の発達により、現在は海外であっても、スマートフォンさえあれば連絡が取れるようになりました。逆にスマートフォンがない場合、国内であっても連絡を取ることは困難です。海外旅行時に届け出をさせる合理性は失われたと言ってよいでしょう。むしろ、現代において、届け出をなくすことは不要な手続きを減らすことに繋がるため、合理的であるという趣旨でございます。

1 ページに戻っていただきまして、教育長の意見欄をご覧ください。まず、公立学校職員の海外旅行に係る取扱いにつきましては、「公立学校職員海外旅行取扱要綱」第2条におきまして、先ほど申し上げたとおり規定をされております。また、「海外派遣職員等に関する不測事態等発生時対応マニュアル」におきまして、職員が派遣または出張で海外旅行するときは、校長は公立学校職員海外旅行取扱要綱に定める書類を県教育委員会に提出することとされております。海外においては、現地警察や在外公館との連絡調整など、様々な状況が国内と異なるため、不測事態が発生または発生する予兆があった際の安否確認に支障が生じる恐れがあります。このため職員は旅行等私用で海外に渡航する場合においても、渡航期間、渡航先、緊急連絡先について事前に校長へ連絡しておかなければなりません。以上のことから、本請願は不採択といたしたいと考えております。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

本請願はいかがでしょうか。

大森委員

確認ですが、請願のほうにスマートフォンという言葉があって、「教育長の意見」のところの最後、「海外において……」のところ、不測事態が発生し、安否確認に支障が生じる恐れがありますと書いてあるのですが、今外務省が「たびレジ」を推奨していますよね。うちの職場もそうなのですが、職場によっては、「たびレジ」と職場への届け出とが二重になっていると思います。請願書をどう読むかなんですけど、請願を読むと、スマートフォンがない場合であってもということを書いてあって、「たびレジ」に登録させればいいというふうに読めました。外務省がやっている「たびレジ」があって、それも含めて二重の意味でやっという方がよいと思います。帰国後の、万が一帰れなくなったときの、先生がどう対応するのかという問題が校長先生にはあるので、そういう意味で届け出が必要なので、また聞かれたときに、「たびレジ」の話は言ってもらったほうがよいかなと。

中出課長

ありがとうございます。確認させていただきます。

大森委員

三重県はまだ「たびレジ」の認識はないですか。

坂井次長

知事部局のほうで「たびレジ」の登録の案内はしています。

教育長

それは正式な手続きとして何か規定にされているとか、推奨されているとかありますか。

坂井次長

規定にはなっていないのですが、報告すると同時に、外務省のホームページの確認と「たびレジ」の登録をするようにというのは各部局の人事担当から連絡しています。

大森委員

もしかしたら「たびレジ」のことを言っている可能性もあるので。

教育長

今後改善できることがもしあるのなら、検討の余地はありますね。

中出課長

そうですね。

#### 【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

#### ・報告事項

#### 報告1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について（公開）

（山本教職員課班長）

報告1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月24日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

次ページをご覧ください。こちらの表は令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況を取りまとめたものでございます。表の一番左が令和7年度採用試験の申込者数です。真ん中あたりに合計欄がありますが、2,086名です。本年度から大学3年生等を対象とした特別選考を実施しており、2,086名にはその数も含まれます。大学3年生を除いた申込者数は1,919名となり、倍率としましては3.5倍となります。参考に、昨年度の申込者数は2,228名でしたので、大学3年生等を除くと309名の減少です。続いて、2ページです。こちらは校種・教科別の申込状況を取りまとめた表でございます。さらに次のページは、年度別の過去の実施状況を取りまとめたものでございます。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。この減少の大きな要因を少し説明いただきたいです。

山本班長

大学3年生を除いて減少した309名の内訳についてですけれども、地域や職種別に検討しましたところ、まず地域別にみると三重県からの申込みが前年度比125名減である

のに対して、これは6.5%の減なのですが、都道府県の他府県、県外からの申込みが前年度比184名減で、パーセントにしますと57.9%の減少となっています。したがって、県外からの申込みの減少が顕著になっております。

職種別にみると学生の申込みの減少が最も大きく前年度比140名減、これは20.3%の減になります。また地域別にみると県内の学生の申込みが39名の減少、割合では7.2%であったのに対し、県外の学生の申込みが101名の減少で、割合にすると69.2%の減少になります。したがって、他県、県外からの学生の申込みの減少が目立っております。

県外からの学生が減少した背景といたしましては、文部科学省が全国の教育委員会へ依頼した採用試験の早期化に伴って、従来、別々の日程で実施していました東海地方と近畿地方の試験日が重なったために、近畿地方の受験者が三重県の採用試験に申し込みができなくなったということが影響しているのだと考えております。

大森委員

大学教員として教員免許のことなのですが、大学のいわゆる高等教育の質的転換という流れの中で、「単位制度の実質化」というものがあります。要は卒業要件を超える教職科目を取っている学生たちについても教室内外での学修時間をきっちり確保しましょうと言われていて、かなり厳しくなっています。しかも教職科目はかなり厳しく、出席が必要であったり、実習があったり、そういうちょっと痛し痒しという面があります。送り出す大学側も、学生に教員免許を取らせる教員養成系は大丈夫だと思いますけど、そうじゃない大学や学部では、学生自身が普段の単位、卒業要件を満たしたうえで教職科目を取るとかなり負担になってきていて、しかもそれを「単位制度の実質化」で勉強できているかというチェックもしないといけないので大学としても、ちょっと厳しさが出てきているかなと聞いていて感じます。

教育長

近畿と東海で試験日程が重なったということは、令和5年度は重なっていなかったから、近畿の方が三重県を受けると同時に近畿地方の自分の県を受ける、つまり重複して受験が可能だったということですよ。ということは去年、合格者の中でやっぱり三重県を辞退する合格者もある程度あったのですか。

山本班長

はい。

教育長

ある程度あったが、今年はそういう恐れは逆になんていうことは言える。

山本班長

減少する可能性はあると思いますが、実施してみてもということになります。

教育長

わかりました。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

**議案第8号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について（非公開）**

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第9号 三重県社会教育委員の委嘱について（非公開）**

松本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第10号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）**

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言